

静岡県立大学委託生規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 58 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日

第 1 条 静岡県立大学学則第 65 条の規定に基づき、この規程を定める。

第 2 条 委託生となることのできる者は、次の各号に掲げる公的機関に所属する職員で研究のため派遣された者とする。

- (1) 静岡県の知事部局及び各種委員会
- (2) 静岡県内の市町長部局及び各種委員会
- (3) 前号に準ずる公共団体で学長が特に認めた者

第 3 条 前条の機関の長は、その所属職員を委託しようとする場合、次の各号に定められた書類を学部長を経て、学長に申請しなければならない。

- (1) 委託生入学申請書（別紙様式）
- (2) 本人の履歴書
- (3) 本人の最終学校の卒業証明書又は履修証明書
- (4) その他指定する書類

第 4 条 委託生の受入れは、各学部教授会の選考を経て、学長が許可する。

第 5 条 委託生は、毎学期始めに入学を許可する。ただし、学長が必要と認めたときは、他の時期に入学を許可することができる。

第 6 条 委託生の受入れ期間は 1 年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、その期間を延長することができる。

第 7 条 研究を修了した者には、本人の申出により修了証明書を交付する。

第 8 条 委託生の研究料等は徴収しない。ただし、実験実習等に要する特別の費用は、委託生の負担とする。

第 9 条 静岡県立大学学則中、学生に関する規定は、委託生に準用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

委託生入学申請書

年 月 日

静岡県立大学長 様

委託機関名
委託機関の長
職 ・ 氏 名

下記の者を委託生として、貴大学に入学させたいので、御許可下さるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

1 職 ・ 氏 名

2 生 年 月 日 年 月 日生

3 希望学部・学科等

4 研 究 テ ー マ

5 指 導 教 官

6 委 託 期 間